

@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約 (西日本)

第1条 (規約の適用)

当社は、この@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約 (以下「この規約」といいます。) を定め、当社@T COM (アットティーコム) 契約約款 又は @T COM (アットティーコム) 契約約款 (N) (以下「接続サービス契約約款」といいます。 <https://www.t-com.ne.jp/entry/>) とこの規約により、光コラボ事業者である当社が西日本電信電話株式会社の端末設備貸出サービスに係る利用規約 (以下、「端末利用規約」といいます。) の端末設備貸出サービスを用いて提供する端末設備貸出サービス (以下、「@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービス」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。) を提供します。

第2条 (規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

- この規約の変更は、当社が定めた日 (以下、「効力発生日」といいます。) に効力を生じるものとします。
- 当社は、この規約を変更する場合、契約者に対し、当該変更の効力発生日の相当期間前までに、この規約を変更する旨及び変更後のこの規約の内容ならびに当該変更の効力発生日を、当社の定める方法により通知するものとします。ただし、当該変更が会員の利益に適合するときは、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知するものとします。
- 契約者は、この規約の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によって異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

第3条 (契約内容)

当社は、端末利用規約に定める下記の端末利用を当社が@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービスとして提供します。この場合、端末利用規約の当社は株式会社 TOKAI コミュニケーションズ、端末設備貸出サービスは@T COM (アットティーコム) ヒカリ電話端末設備貸出サービスと読み替えます。

- 接続サービス契約約款の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。
- この規約の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

端末利用規約における規定
メニュー 1 にかかるもの

第4条 (対象回線)

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス契約約款で規定する方法に従って契約者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第5条 (提供条件等)

当社は、@T COM (アットティーコム) ヒカリ利用規約 (西日本) 又は @T COM (アットティーコム) ヒカリ利用規約 (西日本) (N) に規定する@T COM (アットティーコム) ヒカリを利用回

線とする場合に限り、この規約に規定する端末設備貸出サービスを提供します。

2. 端末利用規約が変更されることにより、利用料金及び工事に関する費用の割引等が新たに設定された場合であっても、この規約に基づいて当社が契約者に提供する対象回線に関する端末設備貸出サービスについては、当該割引は適用されないものとします。
3. 利用回線の転用もしくは事業者変更に伴う端末設備貸出サービスの転用もしくは事業者変更に係る料金その他の債務の取扱い等は、@T COM（アットティーコム）ヒカリの場合に準じます。
4. この規約に定める事項以外については、端末利用規約の定めが適用されるものとします。

第6条 （提供料金）

当社は、この規約の第1項に規定する端末設備貸出サービスについては、端末利用規約 料金表に定める利用料金に代えて、次に定める額が適用されるものとします。

ア) メニュー1に係るもの

機器利用料		月額		料金額（税込）
区分				
タイプ2に係るもの	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置	基本装置	I-1型	110円
			I-2型	110円
			II型	110円
			III型	110円
			増設装置	

※ ISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置は提供しません。

イ) 工事に関する費用

区分		単位	工事費の額（税込）
機器工事費	アイ～エ以外のもの	設置	1装置ごとに 1,650円
		設定	1装置ごとに 1,100円

※ メニュー1に係るものに限りです。

※ 上記の規定にかかわらず、@T COM（アットティーコム）ヒカリ利用規約（西日本）又は@T COM（アットティーコム）ヒカリ利用規約（西日本）（N）に規定する@T COM（アットティーコム）ヒカリの回線終端装置工事と1つの工事で施工する場合は、機器工事費、設置の支払いは要しません。

ウ) その他の料金及び工事に関する費用

ア) 及びイ) 以外の料金及び工事に関する費用については、端末利用規約の規定に定めるところによります。

第7条 （個人情報の第三者への開示等）

契約者は、接続サービス契約約款の定める個人情報の取扱いに加え、@T COM（アットティーコム）ヒカリ電話利用規約の規定を準用します。

（附則）

この規約は2019年7月1日より事業者変更制度の開始等に伴い、一部改定するものとします。

2021年4月1日 一部改定

2022年8月1日 一部改定

以上